

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券
代表取締役社長 高村 正人
問い合わせ先：経営企画部 鈴木 建
電話番号：03-5562-7210 (代表)

日本版ISAの開始に伴う 口座開設書類の請求予約申込受け付け開始のお知らせ

株式会社SBI証券（本社：東京都港区、代表取締役社長：高村 正人、以下「当社」という。）は、2013年3月29日（金）（予定）より、2014年1月から開始される日本版ISA（少額投資非課税制度、以下「ISA制度」という。）を利用するためのISA口座（少額投資非課税口座、以下「ISA口座」という。）の開設に必要な書類請求の予約申込の受け付けを開始することといたしましたのでお知らせいたします。

記

ISA制度は個人投資家への税制優遇策で、英国のISA（Individual Savings Account／個人貯蓄口座）を参考に、日本でも2014年1月から導入が予定されている制度です。「貯蓄から投資へ」の流れを促進するとともに、家計の安定的な資産形成を幅広く支援する目的で導入されます。

制度は2014年から2023年までの10年間継続され、各年100万円までの投資から得られる利益に対して5年間非課税期間が設けられます。対象商品は上場株式、公募株式投資信託等となっております。これらは証券会社と非常に親和性の高い金融商品です。当社でも現在、制度対象予定となる商品は全て取り扱っております（具体的に当社がISA制度対象として取扱う商品については現在検討中です）。

ISA制度をご利用いただくためにはISA口座の開設が必要となります。利用を希望する個人投資家は本年10月より金融機関を通じて、税務署に開設申請を行うことが可能になります。

当社では個人投資家の皆様にいち早くISA口座の開設をご準備いただくために、3月29日（金）（予定）よりISA口座開設に関する書類請求の予約申込みを受け付けることといたしました。ISA制度のご利用を検討されているお客様は、当社を通じたISA口座開設に必要な申請書等の書類の予約申込みを行うことができ、当社は予約申し込みいただいたお客様に書類の準備が完了したタイミングで必要書類を発送する予定です。

また当社では、書類請求の予約申込みを行っていただいたお客様向けにISA制度の概要や今後のお手続きに関する情報を定期的にホームページ・メールでお知らせするサービスを実施予定です。

当社では、個人投資家の皆様にISA制度をご活用いただけるような情報の発信、充実した商品ラインアップやサービスの提供を検討してまいります。

※資料請求予約の詳細は当社WEBサイトにてご確認ください。[\(https://www.sbisec.co.jp/\)](https://www.sbisec.co.jp/)
予約申込みは3月29日（金）夜間より開始予定です。

(次ページへ続く)

《参考》

現在までに発表されている日本版 ISA の制度概要（抜粋）

概要	口座内の商品から発生する配当金（株式数比例配分方式のみ）、分配金、譲渡益が5年間非課税となります。
対象者	口座開設をする年の1月1日現在において満20歳以上の居住者等
口座開設	1人につき1口座 ※複数の金融機関に同時にISA口座を開設することはできません。
対象商品	上場株式、公募株式投資信託等
非課税期間	5年間 ※たとえば2014年分は2014年1月1日～2018年12月31日、2015年分は2015年1月1日～2019年12月31日の5年間が非課税になります。
投資可能期間	毎年1月1日～12月31日（受渡日ベース） ※各年の当該期間にISA口座を通じて買付けた額が非課税期間の対象となります。
非課税投資上限額	年100万円 ※再投資を含みます。ただし再投資額を含めて年100万円を超えた場合は非課税対象外となります。 ※途中売却は可能です。ただし、一度売却した投資額の再利用はできません。 ※投資を行わなかった未使用枠の翌年以降への繰越しはできません。 ※5年間の非課税期間が終了した時点で保有する金融商品は、翌年開設される新たなISA口座に年100万円の投資額を上限に移管することができます。

※「平成25年度 税制改正大綱」等 発表資料より当社にて作成。
制度は今後、変更される可能性があります。

＜金融商品取引法に係る表示＞

商号等 株式会社SBI証券 金融商品取引業者
登録番号 関東財務局長（金商）第44号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

＜手数料等及びリスク情報について＞

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります（信用取引、先物・オプション取引、外国為替保証金取引では差し入れた保証金・証拠金（元本）を上回る損失が生じるおそれがあります）。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先： 経営企画部 03-5562-7215